

※ 処理 事項	賦課番号	名寄番号	

〈住宅関係用〉

## 不動産取得税申告書 兼 減額・還付申請書

(お願い) 住所・氏名には必ずフリガナを記入してください。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px; font-weight: bold;">受 付 印</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">             年 月 日              岡山県 県民局長 殿         </p>	フリガナ			市町村受付印
	取得者住(居)所			
	個人番号又は法人番号			
	フリガナ			
	取得者氏名又は名称	(印)		
	代表者氏名	(印)	電話番号 ( )	
	納税管理人住所・氏名	(印)	-	

岡山県税条例第 62 条, 第 58 条の 3 第 3 項, 第 66 条第 4 項・5 項, 第 67 条第 2 項, 第 69 条第 2 項, 第 69 条の 2 第 5 項の規定により申告・申請します。

### 取得不動産の表示等 (予定を含む。)

取得不動産等の表示 (予定を含む。)	前所有者		住所又は所在地	市 区 郡				
			氏名又は名称					
取得不動産等の表示 (予定を含む。)	土地 (取得・予定)	所在地	市 区 郡		地積	. m <sup>2</sup>		
		地目	宅地・田・畑・山林・雑種地・その他 ( )		用途			
		取得原因	売買・交換・贈与・その他 ( )		持分			
		登記年月日	. .	取得年月日	. .	取得価格	円	
	家屋 (取得・予定)	家屋の区分	特例適用住宅・耐震基準適合既存住宅・耐震基準不適合既存住宅・これら以外の住宅			1 m <sup>2</sup> 当りの価格	※	円
		所在地	市 区 郡		家屋番号			
		構造・用途	木造・軽量鉄骨造・その他 ( )		専用住宅・併用住宅 ( )			
		床面積	住宅	その他	合計	区分所有の割合	専有部分	共用部分
		. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	
		取得原因		新築・増築・売買・贈与・その他 ( )		持分		
		登記年月日表示・移転		. .		取得価格	円	
		取得家屋の新築年月日		. .				
その他参考となる書類		登記事項証明書 (全部事項証明書)		その他 ( ) ( ) ( )				

対象面積	1 土地面積	m <sup>2</sup>	不動産取得税の納付の有無	有・無
	2 床面積(住宅部分)	m <sup>2</sup> × 2 (200 m <sup>2</sup> 限度) =		
※ 減額 する 額	特例適用住宅 耐震基準適合 既存住宅	価格 ( ) 円 - 控除額 ( ) 円 × 3% = 控除後の額 ( ) 円	納付済で還付を受ける場合の 金融機関等 口座振込 銀行 信用金庫 農協 店 普通 口座番号 当座 口座名義人	
	耐震基準不適合 既存住宅 (耐震改修済み)	新築時に施行されていた特例控除額 × 3% = 減額後の額 ( ) 円 税額 減額する額 = ( ) 円		
	土地	1 1,500,000 円 × 3% = 45,000 円 2 土地 1 m <sup>2</sup> 価格 × 1/2 × 床面積 × 2 (200 m <sup>2</sup> 限度) × 3% = 減額後の額 ( ) 円 税額 減額する額 = ( ) 円		

## 記 載 上 の 注 意

- 1 (1) この申告書は、岡山県税条例（以下、条例という。）第62条等の規定によって申告していただくもので、不動産を取得した日から60日以内に、不動産の所在地を所管する県民局税務部へ提出してください。
- (2) この申告・申請書は、不動産の取得に係る申告（条例第62条）、特例適用住宅及び耐震基準適合既存住宅に係る特例控除の申告（条例第58条の3第3項）、住宅用の土地に係る減額の申告（条例第66条第4項）、住宅用の土地に係る減額の申請（条例第66条第5項）、住宅用の土地に係る徴収猶予の申告（条例第67条第2項）、耐震基準不適合住宅に係る減額の申告（条例69条の2第5項）を兼ねるものですから、該当する条文に○印を付けてください。
- (3) ※印の欄以外の該当する欄に記入するとともに、該当する項目に○印を付けてください。
- 2 「取得年月日」欄には、売買等が契約などによって実際に行われた年月日（登記年月日ではありません。）を記入してください。  
また、家屋を建築した場合には、建築後最初に使用した年月日（建築完成後使用しないままで1年を経過したときは、その年月日）を、宅地転用農地の取得（農地法第5条）のときは、知事又は農林水産大臣の転用許可の年月日を記入してください。
- 3 「取得価格」欄には、不動産を取得するため実際に支払った金額又は支払うべき金額（自己資金、借入資金の別は問いません。）を記入してください。
- 4 住宅や住宅用土地の軽減措置を受ける場合は、次の書類を添付してください。

軽減の対象	軽 減 手 続 に 必 要 な 書 類 等
新築住宅用土地	①登記事項証明書の全部事項証明書（建物）※1 ②不動産取得税の領収証書（納付が確認できない場合に提出を求めることがあります。） ③併用住宅、二世帯住宅、共同住宅の場合は各部屋の面積がわかる寸法の入った平面図の写し
耐震基準適合既存住宅及びその土地	上欄①～③ ④新築年月日が昭和56年12月31日以前のもので、取得日の前2年以内に新耐震基準に適合している旨の調査が完了している場合は次のいずれかの書類 ・耐震基準適合証明書 ・住宅性能評価書 ・一定の要件を満たす既存住宅瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 ⑤居住を確認できない場合は申立書とそれを証明する書類
耐震基準不適合既存住宅 (耐震改修済み)	上欄①～④（④については、取得日から6か月以内のものに限る。） ⑤取得日から6か月以内に居住したことが確認できない場合は申立書とそれを証明する書類（耐震改修後の入居に限る。）

※1 全部事項証明書（建物）がない場合は、「住宅用家屋証明書（又は申請書）」の写しでもそれに代えることができます。これは、家屋の所在地の市区町村長印のある証明書で、所有権保存（移転）登記申請の際に添付される書類です。なお、家屋の種類、床面積、新築年月日が全て記載されているものに限りです。

※2 還付申請をされる方のみ、土地又は住宅の納税義務者名義の還付先口座番号を記入願います。

- 5 この申告・申請書について不明の点は、不動産の所在地を管轄する県民局税務部へお問い合わせください。

事 務 所 名	所 在 地 (郵便番号)	直 通 電 話 番 号	所 管 区 域
備前県民局 税務部 不動産取得税課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	土地・既存家屋について (086)233-9818 新築家屋について (086)233-9817	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 税務部 不動産取得税課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	土地・既存家屋について (086)434-7019 新築家屋について (086)434-7018	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、
美作県民局 税務部 課税課	〒708-8506 津山市山下53	土地・既存家屋及び新築家屋について (0868)23-1273	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町